

**静岡県告示第124号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年静岡県告示第199号の静岡都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称  
静岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
静岡都市計画道路事業 3・3・11号 静岡駅賤機線
- 3 事業施行期間  
平成18年2月21日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

=====

**静岡県告示第125号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年静岡県告示第874号の静岡都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称  
静岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
静岡都市計画道路事業 3・3・86号 水道町伊呂波町線
- 3 事業施行期間  
平成27年11月17日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし